

## 第2部 海洋に関して講じた施策

第2部では、海洋基本計画第2部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき12の基本的施策について、平成27年度以降に実施した主な施策を記述します。

### 1 海洋資源の開発及び利用の推進

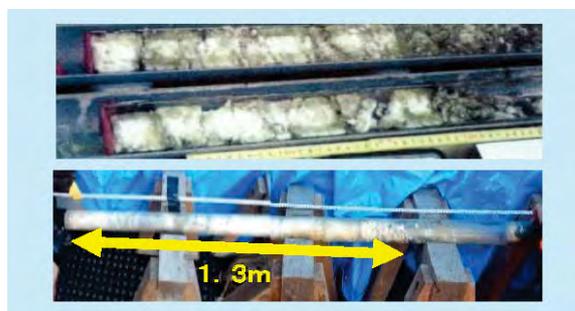
#### (1) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進

○ 平成25年4月に策定された新たな「海洋基本計画」や、最近のエネルギー・鉱物資源を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、平成25年12月には新たな「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を策定しました。平成27年度はこれらの計画に基づき、主に以下の施策を実施しました。(経産省)

・ 日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートを将来のエネルギー資源として利用可能にすることを目的として、世界に先駆けて商業的産出のために必要な技術整備を行っています。プロジェクト運営は「メタンハイドレート資源開発研究コンソーシアム」が中心となり、産学で構成される開発実施検討委員会での議論も踏まえて実施しています。(経産省)

・ 平成27年度は、砂層型メタンハイドレートについては、平成25年3月に実施した海域での世界初のガス生産実験で明らかになった出砂や坑井内機器の不具合等の課題解決と長期間、安定的なガス生産等の課題への対応に向けて平成28年度に実施予定の1か月程度 of ガス生産実験に向けた準備を行いました。(経産省)

・ 表層型メタンハイドレートについては、資源量を把握するため、日本海側にて調査を実施しました。平成27年度の調査では、表層型メタンハイドレートの存在の可能性がある構造(ガスチムニー構造)の内部におけるメタンハイドレートの様子をより詳しく把握するため、隠岐周辺及び上越沖に存在する3箇所のガスチムニー構造において合計約30箇所の掘削調査を行い、地質サンプルを取得しました。広域調査では、隠岐周辺、上越沖、秋田・山形沖、日高沖及び北海道周辺の調査海域において昨年引き続き広域地質調査及び詳細地質調査等を実施しました。(経産省)



表層型メタンハイドレートの地層サンプル

・ 石油・天然ガスに関しては、国内の石油・天然ガス基礎調査として、三次元物理探査船「資源」による探査を継続実施しており、平成27年度は茨城沖北部、釧路南西沖、西津軽沖北部において調査を実施しました。また、山口・島根沖での試掘調査に向

け、事前調査を実施しました。(経産省)

- ・海底熱水鉱床に関しては、平成 24 年度までの開発計画第 1 期に続き、平成 25 年度から第 2 期に移行しました。平成 27 年度は、新たに明らかになった課題等や改定された新しい海洋基本計画及び海洋エネルギー・鉱物資源開発計画を踏まえ、引き続き資源探査を行うとともに、採鉱・揚鉱技術、選鉱・製錬技術の開発や環境影響調査等を進めています。

(経産省)

- ・平成 26 年 12 月には沖縄本島北西沖(伊平屋小海嶺周辺「野甫サイト」)に、また平成 27 年 1 月には久米島沖(「ごんどうサイト」)に新たな海底熱水鉱床の存在を確認しました。これまで発見された中で最大規模の伊是名海穴サイトに鉱石品位やマウンド分布域の広がり等で匹敵し得るとされており、今後の詳細調査により資源量の把握を進めます。平成 27 年 10 月～11 月に、伊平屋島北西沖(「田名(だな)サイト」)と久米島北西沖(「比嘉(ひが)サイト」)の海域に、新たな海底熱水鉱床を発見しました。

(第 1 部 2 参照)(経産省)

- ・コバルトリッチクラストについては、平成 26 年 1 月に国際海底機構(ISA)と 15 年間の探査契約を調印した南鳥島の南東沖約 600km の 3000km<sup>2</sup>において、資源量調査や環境基礎調査を行いました。(経産省)
- ・マンガン団塊については、昭和 62 年度に鉱区登録を行い、平成 13 年度に ISA と 15 年間の探査契約を調印したハワイ沖の 75,000km<sup>2</sup>について、平成 27 年度に探査契約の 5 年間の契約延長のための手続を行うとともに、鉱区の環境基礎調査を行いました。(経産省)
- ・レアアースを含む海底堆積物については、将来のレアアース資源としてのポテンシャルを検討するため、南鳥島周辺海域における賦存状況調査等を実施しました。(経産省)

- 「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月閣議決定)において、民間事業者の海洋資源開発関連分野への参入促進に向けた環境整備のためのアクションプランの策定を行うこととされたことを踏まえ、平成 27 年 6 月、関係省庁が参画する検討会議において、海洋資源開発関連産業の基盤となる技術者の育成等を記載したアクションプランを策定しました。これを受け、内閣官房及び関係省庁において、同アクションプランに記載した各種施策を実施しています。(内閣官房)

## (2) 海洋再生可能エネルギーの利用促進

- 洋上風力発電に関しては、平成 24 年以降、実証試験を行うための複数の洋上風力発電施設が設置されました。平成 24 年 6 月には、長崎県五島市椛島沖において、系統



三次元物理探査船「資源」

連系を行う浮体式洋上風力発電施設としては我が国初のものとなる、100kW 風車を搭載した小規模試験機(世界初となるハイブリッド・スパア型)を設置し、環境影響や安全性等の知見を収集しました。これらの結果を踏まえ、平成 25 年 10 月から、国内初の商用スケール(2MW)の実証機の運転を開始し、環境影響、気象・海象への対応、安全性等に関する情報収集等を行いました。(環境省)

- また、平成 25 年 3 月に、沖合に設置される本格的な着床式洋上風力発電システムとして我が国初となる、2.4MW の着床式洋上風車(重力式基礎)が千葉県銚子沖で運転開始し、さらに平成 25 年 6 月に、福岡県北九州市沖に 2MW 級の着床式洋上風車(重力・ジャケット併用式基礎)が運転開始され、各種データの取得等を行っています。(経産省)
- 着床式洋上風力は、銚子沖と北九州市沖に設置された実証機により事業化に向けた必要なデータ取得が進められ、平成 26 年度から固定価格買取制度における価格設定(36 円/kWh)がなされました。(経産省)

- また、世界初の浮体式洋上ウィンドファームの事業化を目指し、福島沖において、平成 25 年 11 月に設置された 2MW の浮体式洋上風力発電設備及び浮体式洋上変電設備(サブステーション)の運転を行っており、平成 27 年 7 月には、世界最大となる 7MW の浮体式洋上風力発電設備が設置され、同年 12 月に運転を開始しました。今後、更に 5MW の浮体式洋上風力発電設備が設置される予定であり、世界初となる複数機による浮体式洋上風力発電システムの実証事業が行われます。更に、浮体式洋上風力発電の低コスト化に向けて、浮体・風車の軽量化及び低コスト係留の施工技術等の実証を行っています。(経産省)



福島沖の7MW 浮体式風車「ふくしま新風」

- これらの洋上風力発電の研究開発の実施等により、魚類・鳥類などに対する環境影響評価手法等の検証も行っており、着床式については、これらの知見を洋上風力発電の環境アセスメント手法の事例として取りまとめ、平成 27 年 9 月、「着床式洋上風力発電の環境影響評価手法に関する基礎資料」として公開しております。(経産省、環境省)
- 港湾における洋上風力発電施設の導入の円滑化を図るため、港湾区域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度を盛り込んだ「港湾法の一部を改正する法律案」が平成 28 年 2 月に閣議決定されました。(国交省)
- 平成 26 年度末までに、稚内港、石狩湾新港、むつ小川原港、能代港、秋田港、鹿島港及び御前崎港において風力発電の導入可能区域が港湾計画に位置付けられ、平成 27 年 12 月には北九州港において同区域が位置づけられました。事業予定者については、むつ小川原港、能代港、秋田港及び鹿島港に加えて、平成 27 年 8 月に石狩湾新港において選定されています。(国交省)
- 波力や海流等の海洋エネルギーを利用した発電について、実用段階に比較的近い海

洋エネルギーを活用した発電装置の向上などを目指し、平成 23 年度以降、22 件の実証研究や要素技術開発を行っています。また、これら海洋エネルギーを利用した発電のための施設に関する安全・環境ガイドラインの策定を行っています。(内閣府、経産省、環境省、国交省)

- 「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」(平成 24 年 5 月総合海洋政策本部決定)を踏まえ、海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実用化を促進するため、実証試験を行うことができる海域を提供する「海洋再生可能エネルギーの実証フィールド」の公募を行った結果、7 県 11 海域の提案があり、このうち、平成 27 年 4 月までに、5 県 7 海域を実証フィールドとして選定しました。(内閣官房)

### (3) 水産資源の保存管理

- 水産資源の保存・管理の分野では、平成 27 年度も引き続き以下の施策を実施しています。
  - ・ 水産資源評価・予測精度の向上を図るため、漁獲可能量(TAC)制度・漁獲努力可能量(TAE)制度の対象魚種や国際的に管理されたマグロ類に重点を置いて資源調査を実施するとともに、海洋環境の変動による水産資源への影響調査や資源変動予測技術の開発・活用を行っています。(農水省)
  - ・ 水産資源について、資源の状況等を踏まえ、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に基づき、TAC の設定・配分を行うとともに、その円滑な実施を図り、計画的・効率的な TAC 管理を通じて資源管理を推進しています。また、基本的にすべての漁業者が資源管理計画に基づく資源管理に参加するよう促すとともに、資源管理・収入安定対策によって、水産資源の持続的な利用と経営の安定化を図っています。さらに、資源管理計画等の対象魚種について、水産関係公共事業の重点的な実施を行ったほか、資源管理計画等に基づく漁獲努力量削減の取組等を支援しています。(農水省)
  - ・ ウナギについては、近年、我が国沿岸へ来遊するシラスウナギの減少を受けて、中国など関係国・地域と協力して資源回復のための国際協調・管理体制を強化するための協議を行い、池入れ数量を制限することとなりました。また、日本国内では、平成 26 年 11 月には、内水面漁業の振興に関する法律に基づくウナギ養殖業の届出制を導入し、平成 27 年 6 月からは農林水産大臣の許可を要する指定養殖業として許可制に移行し、池入れ数量の管理を行っています。さらに、産卵のために川を下る親ウナギの保護やシラスウナギの採捕期間の短縮といった資源管理の取組について地域毎の話し合いを促進するとともに、ウナギ養殖業者による親ウナギの放流に対して支援しています。(農水省)
  - ・ 資源状況等に即した適切な資源管理をより一層推進するため、漁業者・試験研究機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を実施する体制の整備等を支援しています。この体制の下で、資源状況に応じ、科学的知見に基づいた

資源管理措置の検討や、資源管理計画の評価・検証による計画の高度化の推進等を支援しています。(農水省)

- ・天然資源に依存しない持続的養殖業や栽培漁業等のつくり育てる漁業の推進を図るため、平成 28 年度までに、低コストで高品質な養殖用人工種苗を安定的かつ大量に生産供給する技術の確立(ウナギ:1 万尾、クロマグロ:10 万尾)を目標として研究開発を推進しています。(農水省)



左:レプトセファルス(ウナギの柳葉幼生)日齢250日  
右:クロマグロ日齢 15 日

- ・周辺国・地域との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を推進しています。特に、韓国及び中国の漁船の我が国周辺水域における漁獲割当量や操業条件の遵守を徹底するとともに、適切な資源管理を推進しています。(農水省)
- ・都道府県及び関係府省との連携を強化して、漁業取締船・航空機により効果的かつ効率的な監視・取締りを行い、特に外国漁船の操業が活発化する時期・海域においては、漁業取締船の重点配備等による集中取締りを実施しています。また、漁業取締船の増隻等により、外国漁船の取締体制のより一層の強化を図っています。(農水省)
- ・排他的経済水域において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施するとともに、資源管理及びつくり育てる漁業と連携し、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進しています。(農水省)
- ・森林法に基づき、魚つき保安林の適正な配備と保全を図るとともに、河川上流域において、広葉樹林化等を取り入れた漁場保全の森づくりをはじめとする森林の整備・保全を推進しています。(農水省)
- ・磯焼け等により効用の低下が著しい漁場において、藻場・干潟の造成・保全と併せて、ウニやアイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植等に対して支援しています。(農水省)
- ・平成 27 年に発効した「北太平洋漁業資源保存条約」に基づき、海洋生物資源の適切な保存、管理及び持続可能な利用を確保するため、同条約に基づき設立された「北太平洋漁業委員会」において、科学的資源評価に基づく保存管理措置の導入、実施の強化の議論を推進しました。(外務省)

## 2 海洋環境の保全等

### (1) 生物多様性の確保等のための取組

- 絶滅が危惧されるアホウドリ、ウミガラス等の海鳥について保護増殖事業を実施しました。特に、伊豆諸島鳥島ではアホウドリの繁殖状況をモニタリングし、衛星を利用した飛翔

ルートの把握と、鳥島南西斜面及び小笠原諸島聳島における新繁殖地形成事業を実施し繁殖地拡大を図ってきました。平成 28 年 1 月には、聳島において、事業後始めてヒナ誕生が確認されました。また、鳥島では海鳥類の繁殖環境改善を目指した保全事業を実施しています。(環境省)

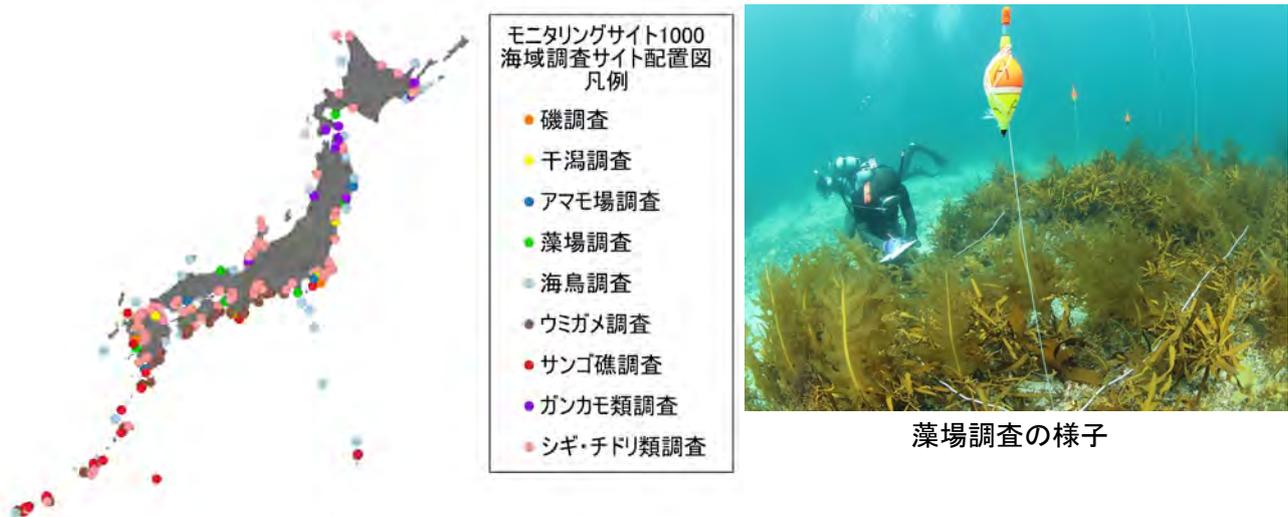
- 海洋生物の種の絶滅のおそれを評価するため、検討会及び生物分類群ごとの分科会において、検討を行っています。(農水省、環境省)
- 国内のサンゴ礁生態系の保全を総合的かつ効果的に推進するため平成 22 年 4 月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」達成状況を改訂して「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」を策定しました。(環境省)
- 人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全された「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット<sup>1</sup>」による情報提供を引き続き行っています。(環境省)
- 国立公園において、海域公園地区の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、利用の軋轢を解消するための調査・検討、サンゴを食害するオニヒトデの駆除等の事業を実施しています。さらに国立公園内(石西礁湖(沖縄県)、竜串(高知県))においてサンゴ群集の再生事業を実施しています。(環境省)
- 東北地方太平洋沿岸地域において、地震等による自然環境等への影響を把握するため、津波浸水域における植生、湿地、干潟、藻場、海鳥繁殖地などのモニタリングや藻場・アマモ場の分布調査等を実施しています。平成 27 年度には、重要な自然を地図化した「重要自然マップ」を更新し、「重要自然マップ 2015」を作成しました。また、集中復興期間の 5 年間の調査結果について中間とりまとめを行い、パンフレット等を作成しました。また、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」に基づき、東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)整備のための調査及び方針の検討を実施し、平成 27 年 8 月に岩手県野田村から岩手県普代村までの約 24km が、平成 27 年 9 月に岩手県釜石市から岩手県大船渡市までの約 144km が開通しました。(環境省)
- 瀬戸内海について、生物多様性と生物生産性の向上等の新たな課題等に対応するため、平成 25 年より瀬戸内海環境保全基本計画の変更に係る検討を進め、平成 27 年 2 月に同計画の変更が閣議決定されました。また、第 189 回国会において瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 78 号)が成立し、平成 27 年 10 月に施行されました。これらにより、瀬戸内海の有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指し、湾・灘ごとや季節ごとの課題に対応して、各種の施策を進めることとなりました。(第 1 部 4 参照)(環境省)
- 有明海及び八代海等について、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成 14 年法律第 120 号)に基づき設置された有明海・八代海等総合調査評価委員会において、国及び関係県が実施した総合的な調査の結果を基に有

---

<sup>1</sup> 「里海ネット」 <http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html>

明海及び八代海等の再生に係る評価が進められています。(環境省)

- 干潟をはじめとする沿岸域、サンゴ礁及び小島嶼の生態系については、「モニタリングサイト1000<sup>2</sup>」により、長期的かつ継続的な生態系のモニタリングを実施しています。平成27年度は沿岸域、サンゴ礁及び小島嶼に設置された約260箇所の調査地点において、ウミガメやシギ・チドリ類、底生生物、海藻、サンゴ、海鳥などの指標生物、周辺植生、物理環境などのモニタリング調査を行いました。また、自然環境保全基礎調査の一環で「沿岸域変化状況等調査」を実施しており、平成26年3月末までに全国の約79%の砂浜及び海岸線の変化状況を把握しました。平成27年度は愛媛県の海岸約356kmについて調査を行いました。(環境省)



## (2) 環境負荷の低減のための取組

- 地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、北西太平洋域において海洋観測を実施しています。観測データを基に、代表的な定線(東経137度線、165度線)における、大気及び表面海水中の二酸化炭素濃度の長期変化、二酸化炭素蓄積量の変化と、それに伴う海洋酸性化の進行等の解析結果を公表しています。平成27年11月には、東経137度線と165度線に沿った海洋内部においても「海洋酸性化」が進行していることを明らかにしました。さらに、国内外他機関による観測データや国際的なデータベースを用いて、全球の海洋表層に蓄えられている熱量の長期変化、全球における海洋による二酸化炭素吸収量及び太平洋域における海洋酸性化について公表しています。(第1部10参照)(文科省、国交省)
- 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)等の国際的な枠組を活用し、人工衛星によるリモートセンシング技術を活用した環境モニタリング手法や生物多様性を指標とした海洋環境の評価手法の開発等を進めるとともに、環日本海海洋環境ウォッチシステムを構築し、水温、植物プランクトン濃度等の観測データをとりまとめています。(環境省、外務

<sup>2</sup> 「モニタリングサイト1000」 <http://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>

省)

- 自動昇降型漂流ブイの Argo(アルゴ)フロート、船舶、海洋観測ブイ等の観測データ、地球シミュレータ等を用いて、大気－海洋間で交換されるエネルギー(海上風が海面を通じて水を動かす仕事量)のうち、エルニーニョ現象の発達・減衰に重要な役割を果たす要素を再評価し、年によって異なる季節変化や 5-10 年の時間間隔でエネルギー交換の振幅が変動していることを明らかにしました。(文科省)
- 海域の水質に係る環境基準の達成率は、有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)で見ると約 80%とほぼ横ばいで推移しています。また、代表的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、依然として COD の環境基準達成率が 70%を下回る状況にあります。このような中、水環境改善のため、特に次の取組を進めました。(環境省、国交省)
  - ・ 人口、産業等が集中し排水の濃度規制のみでは環境基準の確保が困難な閉鎖性海域として、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を対象に、陸域からの汚濁負荷の総量を削減する水質総量削減を実施しています。関係 20 都府県において、第 7 次総量削減計画に基づき、総量規制基準の適用、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進しました。平成 27 年 12 月には、中央環境審議会より「第 8 次水質総量削減の在り方について(答申)」がなされました。(環境省、国交省)
  - ・ 閉鎖性水域の水環境改善のため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進めたほか、富栄養化の原因である窒素・りん等を除去する下水道の高度処理を推進しました。また、合流式下水道緊急改善事業制度等を活用し、合流式下水道の効率的・効果的な改善対策を推進しました。(環境省、国交省)
- 近年、その深刻化が指摘されている漂流・漂着・海底ごみ(海洋ごみ)問題について、平成 27 年度は特に次の取組を進めました。(環境省)
  - ・ 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下「海岸漂着物処理推進法」という。)及び同法に基づく基本方針を踏まえた総合的かつ効果的な施策の推進に努めているところです。(環境省)
  - ・ 海岸線を持つ 39 の都道府県のうち 35 の都道府県への財政支援により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制に関する事業等に対する支援を行いました。平成 27 年度は漂着ごみに加え、漂流・海底ごみの回収・処理についても新たに補助対策としました。(環境省)
  - ・ 海洋ごみの定量的かつ経年的な状況把握を行うため、モニタリングを実施しました。近年、生態系を含めた海洋環境へ与える影響が懸念されているマイクロプラスチックについても、日本海周辺や日本から南極までの海洋中において分布調査を実施するとともに、マイクロプラスチックに吸着している PCB 等の有害化学物質の量を把握するための調査を進めました。(環境省)
  - ・ 国立公園の海岸において、ウミガメや海鳥等の生物を保全する観点から、その繁殖地等における漂着ごみの清掃やモニタリング調査を行いました。(環境省)

- ・ 発泡スチロール製のフロート等について、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発等を推進するとともに、漁業活動中に回収した漂流物等の処理等に対する支援を行いました。(農水省)
  - ・ NOWPAP 及び TEMM(日中韓三カ国環境大臣会合)の枠組の下で、ワークショップ等を開催するとともに、一般市民への普及啓発を目的とした国際海岸クリーンアップキャンペーン(ICC)に参加しました。(環境省、外務省)
- 水質総量削減の効果等を把握するため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海及び八代海について、陸域から発生する COD、窒素、りん汚濁負荷量を把握するとともに、これら海域における水質調査を実施しました。(環境省、国交省)
  - 油及び有害液体物質流出事故に関する脆弱沿岸海域図について、その基礎となる地形データ及び動植物の分布等に関するデータの更新のため、情報収集等を順次実施しました。(環境省)
  - 油防除活動を効果的に行うため、国土交通省中部地方整備局が所有する大型浚渫兼油回収船「清龍丸」が沼津港防災訓練(平成 27 年 5 月 8 日)に参加し、緊急支援物資輸送訓練及び油回収訓練を実施しました。同じく、北陸地方整備局が所有する大型浚渫兼油回収船「白山」が岩船港での村上市防災訓練(平成 27 年 8 月 30 日)、及び新潟港での海上保安庁等関係機関合同の大規模津波防災訓練(平成 27 年 11 月 7 日)に参加し、緊急支援物資輸送訓練及び油回収訓練を実施しました。(国交省)
  - 各地区排出油防除協議会を中心とした関係機関等との緊密な連携を保持するため、防災資機材の整備等を行うとともに、オイルフェンスや大型油回収装置等などの資機材取扱いの習熟を目的とした基礎的訓練、事案発生時の情報伝達訓練、初動隊対応に係る机上訓練を各機関と合同で計画的に実施しました。また、留萌港において留萌管内沿岸排出油等防除協議会、北海道開発局、陸上自衛隊、留萌警察及び石油連盟等と連携した大規模流出油対策訓練(平成 27 年 9 月 30 日)を実施し、関係機関等との連携強化を図りました。(国交省)
  - 旧ソ連・ロシアによる日本海・オホーツク海への放射性廃棄物の海洋投棄や過去に行われた核実験等による海洋環境への影響を把握するため、日本近海で、海水や海底土を採取し、人工放射性物質の調査を実施しました。(国交省)
  - 東日本大震災の津波による有害物質、廃棄物の海上流出や油汚染による海洋汚染の状況を把握することを目的として、青森県から福島県にかけてモニタリング調査を実施しました。また、東京電力福島第一原子力発電所から漏出した放射性物質による海洋汚染については、「総合モニタリング計画」(平成 23 年 8 月モニタリング調整会議決定、平成 28 年 4 月改定)に沿って、放射性物質のモニタリング調査を実施しました。(環境省)
  - 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく、二酸化炭素の海底下への貯留(CCS)に係る許可制度に基づく適正な審査を実施するため、北海道苫小牧市沿岸における海洋生態系及び化学的性状の現状調査等を引き続き実施するとともに、海底下へ貯留する特定二酸化炭素ガスに含まれる物質の測定方法等や監視のあり方について考え方を取りまとめました。(環境省)

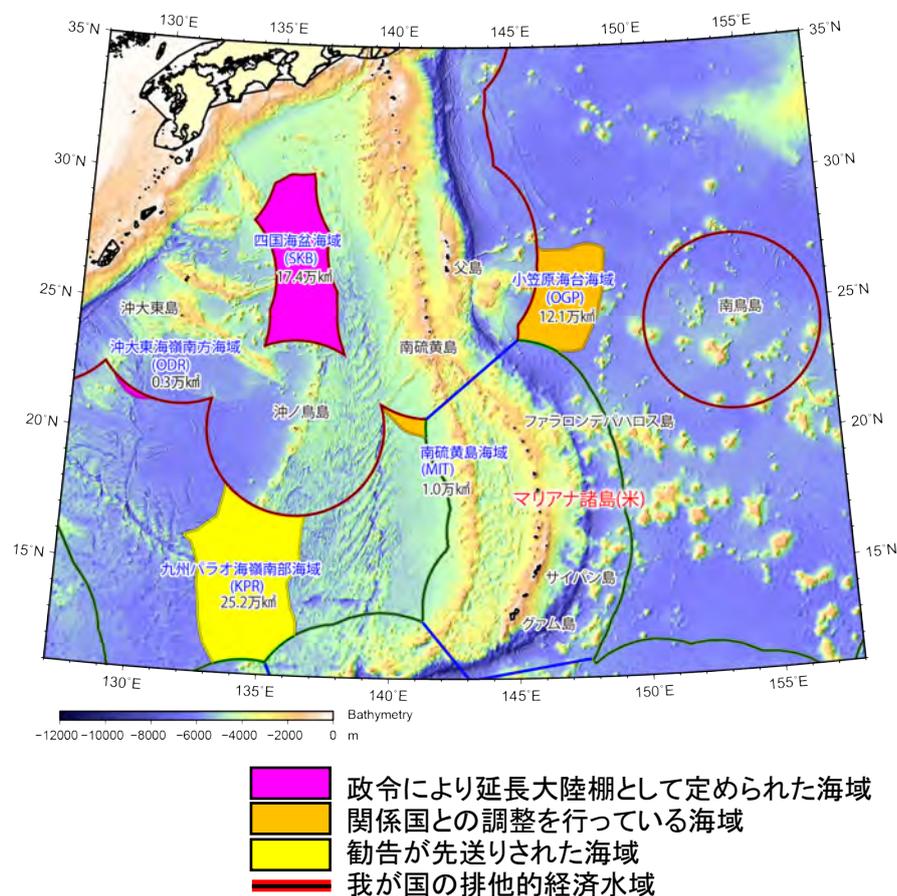
- 国際海運からの二酸化炭素排出は京都議定書の対象外とされ、国際海事機関(IMO)で議論することとされています。我が国は、その削減のための国際的な枠組を主導し、平成 23 年 7 月には、先進国、途上国の別なく国際海運に一律に適用する燃費規制を導入する条約改正が採択されています。この条約改正に対応するため、平成 24 年に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」が改正され、平成 25 年 1 月から規制が開始されています。CO<sub>2</sub> 排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、現在は更なる対策として、燃費規制の段階的強化や燃費報告制度(実運航での燃費の「見える化」)等の国際的枠組作りを主導しています。具体的には、平成 27 年 5 月に開催された IMO の第 68 回海洋環境保護委員会(MEPC68)において、燃費規制の段階的強化に関するレビューを我が国主導で行うとともに、燃費報告制度の対象船舶、船舶が報告すべきデータや報告時期等の制度設計を主導して参りました。また、MEPC の副議長を日本が務めることが決定されました。(国交省)
- 船舶からのバラスト水排出に伴い、バラスト水に含まれる有害水生生物及び病原体の越境移動による環境等への悪影響を防ぐことを目的とした「2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」(船舶バラスト水規制管理条約)に関して、平成 25 年 12 月の第 28 回 IMO 総会において、バラスト水処理設備の搭載期限の見直しに関する総会決議が採択され、同処理設備搭載工事の集中が緩和されたことや、処理設備の供給体制が整ったことから、同条約を国内的に担保する、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 73 号)が平成 26 年 6 月に成立し、関係政省令の一部改正を実施した後、平成 26 年 10 月に同条約を締結しました。平成 27 年度には、同条約の早期発効を目指し、未締結国に対し速やかに条約を締結するよう促すとともに、国内における条約の実施体制の準備として船舶検査体制の整備等を開始しました。(外務省、国交省、環境省)
- 国内で沈船の燃料油漏出による海洋汚染が多いことから、燃料油の漏洩防止対策として、燃料油タンク開口部(空気管)の自動閉鎖システムの開発を実施しました。併せて、本システムについて、費用便益を評価する総合安全性評価により有効性を確認しました。今後、当該システムについて、国際的な基準とするべく IMO に提案すること等を予定しています。(国交省)

### 3 排他的経済水域等の開発等の推進

#### (1) 排他的経済水域等の確保・保全等

- 国連海洋法条約(UNCLOS)に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しまし

た。これを受け、平成 26 年 7 月に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定しました。この取組方針に従い、沖ノ鳥島北方の四国海盆海域及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域を延長大陸棚の範囲として定める政令(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第 2 条第 2 号の海域を定める政令)を同年 9 月に閣議決定し、同年 10 月に施行しました。小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を行っており、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、平成 27 年 5 月、山谷海洋政策担当大臣(当時)から国連副事務総長に対し、大陸棚限界委員会の事務局としての協力を要請するなど、早期に勧告が行われるよう努力を継続しています。さらに、平成 28 年 2 月には外務省が第 2 回海洋法に関する国際シンポジウム「海洋資源の国際法」を主催し、その中で大陸棚延長に関連した法的問題を取り上げました。また、3 月には、我が国の国際法学者の研究グループにより、勧告先送りの法的問題をテーマとした国際シンポジウムが開催されました。(第 1 部 13 参照)(内閣官房、外務省、国交省等)



- 東シナ海資源開発については、平成 20 年 6 月の合意後、各種ハイレベル会談等で中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成 22 年 7 月、東京において、第 1 回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、同交渉は再開していません。中国に対しては、一方的な開発を行わないよう求め

るとともに、平成 20 年 6 月の合意の早期実施を強く求めています。(外務省)

- 我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は平成 26 年は 15 件であったところ、平成 27 年は 28 件と増加しています。海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。(内閣官房、外務省、経産省、国交省)
- 平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 27 年 3 月末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)

## (2) 排他的経済水域等の有効な利用等の推進

- 海洋基本計画を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、前年度から引き続き平成 27 年度も「海域の利用の促進等の在り方プロジェクトチーム(PT)」を設置しました。同 PT では、海洋活動に適用される我が国及び諸外国の法制度について検討を行い、海域利用の促進等に関する報告を参与会議に行いました。これを受け、参与会議は、他 PT からの報告も含めた意見書をとりまとめ、平成 28 年 3 月、総合海洋政策本部に同意見書を提出しました。(内閣官房)

## (3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備

- 低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設を整備(南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手)するとともに、国による管理体制の構築を図っています。(国交省)
- 沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等を検討しています。(国交省)